

令和7年7月31日

各 位

福島縣商工信用組合

理事長 須佐真子

業務改善計画の進捗状況について

当組合は、令和7年3月7日付で東北財務局より業務改善命令を受けており、令和7年4月7日に「業務改善計画書」を東北財務局に提出しております。

今般、「業務改善計画書」における改善・再発防止に向けた取組みの進捗状況（令和7年6月末基準）を東北財務局に報告いたしましたのでお知らせいたします。

改善・再発防止に向けた取組みの進捗状況は別紙記載のとおりです。

当組合といたしましては、引き続き全役職員をあげて経営管理態勢、内部管理態勢、法令等遵守態勢の強化・充実を中心とした改善・再発防止に取組み、お客さまをはじめ組合員の皆さま、地域の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

総務部：電話 024-991-1824

受付時間：平日午前9時～午後5時

業務改善計画書 及び 改善実施報告書

業務改善計画書	今回期間(令和7年4月7日から令和7年6月末日迄)の状況 ※今後予定する取り組みも含む																						
<p>※下線部について計画を修正しております。</p> <p>当組合は、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、健全かつ適切な業務運営を確保するため、経営管理態勢、内部管理態勢、法令等遵守態勢を強化・充実し、信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。</p> <p>この計画を着実に推し進めるため、業務全般における課題や問題点を洗い出し、抜本的な経営管理態勢の改善を進めるとともに、牽制機能の強化を図ってまいります。</p> <p>また、外部有識者等の知見も取り入れ、経営管理、組合運営の改善計画に生かし、以下のとおり、当組合の経営・業務の改革を進めてまいります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 一連の不祥事件の隠蔽及び理事長自身による法令等遵守意識が欠如した行為等に関する経営責任の所在の明確化</p> </div> <p>現経営陣は、この度の旧経営陣による一連の不祥事件の隠蔽及び理事長自身による法令等遵守意識が欠如した行為等について、当組合の法令等遵守態勢に重大な問題があることを厳粛に受け止め、関係役員の経営責任の所在を明確にいたします。</p> <p>1. 旧経営陣の処分</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 前理事長</td> <td>役員退職慰労金支払額の10%を返納依頼</td> </tr> <tr> <td>(2) 前専務理事(2名)</td> <td>役員退職慰労金支払額の5%を返納依頼</td> </tr> <tr> <td>(3) 前常務理事(2名)</td> <td>役員退職慰労金支払額の5%を返納依頼</td> </tr> <tr> <td>(4) 前常勤理事(監査部長)</td> <td>役員退職慰労金支払額の10%を返納依頼</td> </tr> <tr> <td>(5) 前常勤理事(3名)</td> <td>役員退職慰労金支払額の1~3%を返納依頼</td> </tr> <tr> <td>(6) 前常勤監事</td> <td>役員退職慰労金支払額の5%を返納依頼</td> </tr> </table> <p>2. 現経営陣の処分</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 理事長 須佐 真子</td> <td>月額報酬の全額を6ヵ月分自主返納</td> </tr> <tr> <td>(2) 専務理事 高橋 忠浩</td> <td>月額報酬の40%を3ヵ月分自主返納</td> </tr> <tr> <td>(3) 常務理事 佐藤 隆之</td> <td>月額報酬の30%を3ヵ月分自主返納</td> </tr> <tr> <td>(4) 常勤理事 人見 隆</td> <td>月額報酬の30%を3ヵ月分自主返納</td> </tr> <tr> <td>(5) 常勤監事 平 佳秀</td> <td>月額報酬の30%を3ヵ月分自主返納</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>② 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立(理事相互間の監視・牽制や当局への正確な報告の実施を含む)</p> </div>	(1) 前理事長	役員退職慰労金支払額の10%を返納依頼	(2) 前専務理事(2名)	役員退職慰労金支払額の5%を返納依頼	(3) 前常務理事(2名)	役員退職慰労金支払額の5%を返納依頼	(4) 前常勤理事(監査部長)	役員退職慰労金支払額の10%を返納依頼	(5) 前常勤理事(3名)	役員退職慰労金支払額の1~3%を返納依頼	(6) 前常勤監事	役員退職慰労金支払額の5%を返納依頼	(1) 理事長 須佐 真子	月額報酬の全額を6ヵ月分自主返納	(2) 専務理事 高橋 忠浩	月額報酬の40%を3ヵ月分自主返納	(3) 常務理事 佐藤 隆之	月額報酬の30%を3ヵ月分自主返納	(4) 常勤理事 人見 隆	月額報酬の30%を3ヵ月分自主返納	(5) 常勤監事 平 佳秀	月額報酬の30%を3ヵ月分自主返納	<p>旧経営陣にかかる経営責任の追及につきましては、同種の問題における事例や外部弁護士等の見解を踏まえ、損害賠償請求ではなく、退職慰労金の返納による責任追及が妥当であると判断いたしました。</p> <p>なお、退職慰労金の返納割合につきましては、主導的立場にあった前理事長および元理事監査部長の責任は重いと判断し、2者は同様の返納割合としました。その他の役員につきましては、代表権の有無や在任期間中の隠蔽件数などを総合的に考慮して割合を算定いたしました。</p> <p>退職慰労金の返納状況につきましては、令和7年5月12日から6月18日にかけて協議を重ねた結果、協議継続中の1名を除き、返納手続きが完了しているか、もしくは返納の意向を確認しております。</p> <p>現経営陣にかかる報酬の返納状況につきましては、令和7年3月31日迄に、全員から自主返納されております。</p>
(1) 前理事長	役員退職慰労金支払額の10%を返納依頼																						
(2) 前専務理事(2名)	役員退職慰労金支払額の5%を返納依頼																						
(3) 前常務理事(2名)	役員退職慰労金支払額の5%を返納依頼																						
(4) 前常勤理事(監査部長)	役員退職慰労金支払額の10%を返納依頼																						
(5) 前常勤理事(3名)	役員退職慰労金支払額の1~3%を返納依頼																						
(6) 前常勤監事	役員退職慰労金支払額の5%を返納依頼																						
(1) 理事長 須佐 真子	月額報酬の全額を6ヵ月分自主返納																						
(2) 専務理事 高橋 忠浩	月額報酬の40%を3ヵ月分自主返納																						
(3) 常務理事 佐藤 隆之	月額報酬の30%を3ヵ月分自主返納																						
(4) 常勤理事 人見 隆	月額報酬の30%を3ヵ月分自主返納																						
(5) 常勤監事 平 佳秀	月額報酬の30%を3ヵ月分自主返納																						

業務改善計画書 及び 改善実施報告書

業務改善計画書	今回期間（令和7年4月7日から令和7年6月末日迄）の状況 ※今後予定する取り組みも含む
<p>理事会は、理事全員をもって構成され、組合の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督することを目的とし、また監事についても同様に理事会の構成員として、理事会に出席し、業務執行等の意思決定に参画する権限を有し、理事会を構成する他の理事の監視義務を負っております。</p> <p>しかしながら、前経営陣による理事会は、議決機関としての運営に重きが置かれており、理事会において不祥事件が一切報告されず、不祥事件隠蔽に繋がったことから、理事会等の機能強化のため、具体策として下記の項目により改善を行います。</p> <p>(1) 理事会規程の一部を改定し、法令等遵守態勢に関する重要な事項（コンプライアンス・プログラムの制定や推進状況、不祥事件に係る報告等）を明記いたします。</p> <p>(2) 理事を外部から招聘することにより、理事の業務執行の検証体制を構築するとともに、法令等遵守やリスク管理等経営上の問題に対して適切な意思決定が行われるよう理事会等の機能強化を図ります。外部からの理事につきましては、経営体制の強化を図り、業務改善計画の実施を強力に遂行し、牽制・監視機能の強化及び当局への正確な報告を実施するため、上部組織である全国信用協同組合連合会から派遣していただくよう要請しております。更に、地元金融機関経験者を理事として外部から招聘し、コンプライアンス管理態勢の強化を図ってまいります。以上の内容については、今後開催される理事会の議決を経て、令和7年6月開催の総代会にて選出し、責任ある役員体制を確立いたします。</p> <p>(3) 理事会にコンプライアンス部門に精通した外部有識者を交え、理事相互間の監視や牽制機能等について、客観的な評価を活用し、理事会の一層の機能発揮に取り組んでおります。（令和6年9月から実施）</p>	<p>理事会規程の一部改定については、令和7年4月26日開催の理事会で承認を得て改定しております。主な改定内容として、理事会は適正な業務執行を担保するため、業務執行自体を監視・監督する役割を担っている旨、また、決議事項に監査に関する重要な事項、法令等遵守態勢に関する重要な事項等を明記しております。</p> <p>理事会決議事項として法令等遵守態勢に関する重要な事項を明文化することで、形式的な報告にとどまらず、経営陣が責任を持って議論・判断する枠組みが整備されること、理事会での審議・承認を通じて、監査やコンプライアンスの取り組みが議事録として記録され、不祥事件が発生した場合には理事会の場で対応策を決定する運用を定着することにより、形骸化の防止や組織対応の態勢強化につなげてまいります。</p> <p>また、内部監査計画や不祥事件対応が理事会決議事項となり、監査・法令遵守が常に議題化されることで、役員の意識向上につなげてまいります。</p> <p>令和7年6月の総代会において外部から招聘した常勤理事2名を含めた新役員が選任されました。外部から招聘した理事につきましては、東邦銀行常務取締役を経験した招聘者が、今回新設したコンプライアンス・リスク統括部の部長職を兼任しながら営業店事務を所管する事務部の担当理事を担うことで、コンプライアンス管理態勢の強化及び内部管理態勢の強化を図っております。また、上部組織である全国信用協同組合連合会からの招聘者が、当局との円滑な報告連絡態勢を図る目的で新設した総合調整部の部長職を兼任しながら第3線である監査部の担当理事を担うことで、上部組織との連携及び内部監査態勢の強化を図っております。また、外部から招聘した2名の常勤理事が、理事会だけでなく週に1回開催される常勤理事会や部長会等の会議体の場において、理事長はじめ代表理事及び各所管部長に対して外部目線での提言をしていくことで、今後の業務改善計画の遂行に取り組む態勢を構築いたしました。</p> <p>外部有識者につきましては、令和7年4月から6月開催の理事会において総代候補者推薦に対する客観的な意見がなされる等、理事会における理事相互間の監視や牽制機能について提言がなされております。今後につきましては、外部有識者が非常勤理事を含めた理事会参加者にアンケートを実施し、半期に一度理事会に対してのフィードバック（業務改善計画の進捗、ガバナンスの機能発揮等）が予定されております。第1回目は、令和7年度上半期分（4月から9月）として、令和7年10月開催の理事会で同人から報告がなされる予定となっております。</p>

業務改善計画書 及び 改善実施報告書

業務改善計画書	今回期間(令和7年4月7日から令和7年6月末日迄)の状況 ※今後予定する取り組みも含む
<p>(4) 常勤理事及び常勤監事が出席する常務会の実効性を高めていくため、開催頻度を増やし、迅速に経営陣間で情報共有し、深度ある議論を行い、常務会の一層の機能発揮に取り組んでおります。(令和6年4月から実施) また、常務会議事録についても非常勤理事及び非常勤監事へ開示して問題点を共有し、職務執行のチェックが今以上に適切に運用できる態勢とし、理事会の機能強化に努めます。</p> <p>(5) 理事の職務執行を厳格に監査する経営監視体制を強化するため、金融機関の内部監査部門に精通した専門家を交え、監事監査実施要領の一部を改定いたします。</p> <p>(6) <u>積極的な情報の開示として、今後の本業務改善計画の履行状況については、当組合のホームページに掲載し、不祥事案の再発防止にかかる取り組みの進捗状況を組合員並びに地域の皆さまに発信することにより、当組合の経営状況の透明化に努めてまいります。</u></p>	<p>常務会を令和7年6月25日に「常勤理事会」に改称し、運営方法の変更や重要事項の審議報告事項の整備などの検討を行いました。令和7年7月29日の理事会において「常勤理事会規程」の改定を行い、常勤理事会の一層の機能発揮に取り組んでまいります。</p> <p>常勤理事会議事録の非常勤理事及び非常勤監事への開示につきましては、令和7年5月27日及び6月20日開催の理事会において実施しております。非常勤理事及び非常勤監事への常勤理事会の議事録内容の定期的な報告により、理事会での審議事項や報告事項の認識における常勤理事との乖離が改善され、常勤理事の活動内容の把握など職務チェックの適切な運用につなげております。</p> <p>今回の不祥事件を踏まえ、理事に対する監事による経営監視を強化するため理事の業務執行についてより踏み込んだチェック体制が必要であると認識したことから、金融機関の内部監査部門に精通した外部専門家と協議し、監事監査実施要領について検討の場を持ちました。</p> <p>外部専門家からは理事の監査について、担当部署職員と個別面談を実施することが効果的であるとの指導を受けました。確認した事項は監事会に報告し、非常勤監事を含め監事全員が情報を共有することで監事会の機能向上に努め、理事の職務執行に対する監視機能・牽制体制の強化を図ってまいります。監事会で協議の上、令和7年8月に監事監査実施要領を改定し9月より実施する予定としております。</p> <p>組合員並びに地域の皆さまに対して経営状況の透明化を図る観点から、改善実施状況を定期的に公表することを新たに業務改善計画として追加しております。</p>
<p>③全組合的な法令等遵守態勢の確立(コンプライアンス軽視の企業風土の改善を含む)役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む)</p> <p>今回の不祥事件を踏まえ経営陣は、法令等遵守態勢の整備・強化に向けて真摯に取り組む経営姿勢を明確にし、法令等遵守に係る研修の充実・マニュアル等の見直しにより、全組合的な法令等遵守意識の醸成に役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。具体策として下記の項目により改善を行います。</p> <p>(1) これまで以上に、理事長のトップメッセージを定期的に役職員へ発信し、経営陣が先頭に立って改革を確実に実行するという、経営トップの想いと覚悟を自らの言葉で役職員に伝えてまいります。</p>	<p>理事長は、令和7年6月6日に常勤役員及び課長以上(一部課長代理を含む)の職員と、各営業店の支店長、副支店長を招集し、トップメッセージを発信しました。</p> <p>理事長は今回東北財務局より業務改善命令を受けたことに関し、職員へ深くお詫びをしました。再発防止策に取組み、組織風土を変え、信頼を取り戻し、誇れる組合を全役職員でつくっていくので、協力をお願いしたいと述べました。また、後日、全職員向けにトップメッセージを収録した動画を配信し、内容の共有を図っております。</p> <p>今後も理事長のトップメッセージを定期的に全役職員へ発信してまいります。</p>

業務改善計画書 及び 改善実施報告書

業務改善計画書	今回期間（令和7年4月7日から令和7年6月末日迄）の状況 ※今後予定する取り組みも含む
<p>(2) 現経営陣は、現在までのコンプライアンスの取組みが不十分だったことを深く反省し、今後は実効性確保の為コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムの全面的な見直しを行います。</p> <p>(3) コンプライアンス管理委員会は、現状、委員会を構成している職員が各担当部や他の委員会と兼務している中、日常業務における法令等遵守状況のモニタリング及び事故・トラブル発生の未然防止に関する対応の構築も担っていることから、専担部署としてコンプライアンス統括部（仮称）を新設し、法令等遵守態勢を強化・充実いたします。 コンプライアンス統括部（仮称）の主な業務内容は、下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①コンプライアンス全般に係る企画・立案・推進 ②コンプライアンス違反行為に係る再発防止策の検討 ③一連の不祥事件の再発防止策の定着状況の確認報告 ④コンプライアンス全般に係る相談窓口 ⑤コンプライアンス全般に関する研修、啓蒙活動等の実施 ⑥顧客からの苦情に対する発生原因分析及び改善策の検討 <p>(4) 現在、各部店で毎週火曜日と金曜日にコンプライアンス教本の読み合わせを行っておりますが、火曜日については当組合の規程及び要領等の読み合わせを行います。法令等遵守の意識を高めるため、読み合わせ実施後は各部店のコンプライアンス担当者が意見を取り纏め、コンプライアンス統括部（仮称）に報告をいたします。 また、年1回、外部講師による全役員向けのコンプライアンス研修を実施していましたが、年2回行うことにより、法令等遵守意識の醸成を図ってまいります。</p>	<p>令和7年4月26日開催の理事会において、令和6年度下期コンプライアンス・プログラム活動実績について計画に基づいて実施されたことを報告し、併せて令和7年度コンプライアンス・プログラム計画について決議を受けました。 令和7年度コンプライアンス・プログラムには以下の内容を追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①トップメッセージとして経営陣が先頭に立って改革を確実に実行するという、経営トップの思いと覚悟を自らの言葉で全役員に定期的（5月・11月）に伝えること ②理事長と全職員との1 on 1 ミーティングの実施 ③不祥事再発防止に向けた体制の強化 ④事務ミス等の再発防止に向けた適切な対応 ⑤全部店における規程・要領の読み合わせ実施 <p>コンプライアンス・マニュアルについては業務改善計画書に基づく法令等遵守態勢の整備、強化に向けた取組等を反映した内容に、令和7年12月末を目途に見直しをする予定としております。 見直し内容としましては、現在のコンプライアンス・マニュアルには、コンプライアンス体制に関する記載がないことから、コンプライアンスの組織体制、就業規則の懲戒、懲戒運用基準、内部通報制度、職場におけるハラスメントの防止などについて記載することを検討しております。</p> <p>令和7年5月27日開催の理事会承認を受け、令和7年6月20日付で組織庶務規程の改定を行い、コンプライアンス・リスク統括部を新設いたしました。 旧コンプライアンス管理委員会は本部組織としての機能と、本部横断的な会議体としての機能を有していましたが、本部組織の機能は新設のコンプライアンス・リスク統括部が、また会議体の機能は新設のコンプライアンス委員会が担う体制としました。 コンプライアンス・リスク統括部は、理事部長、副部長、課長代理の3人体制とし、コンプライアンスの強化につながる諸規程の改定やコンプライアンス委員会への定例報告事項の各部調整等に取り組みました。またコンプライアンス委員会は、以下の体制とし、「コンプライアンス委員会規程」の改正を令和7年7月29日開催の理事会に付議し、新体制での初回コンプライアンス委員会を令和7年7月30日に開催いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①理事長、専務理事、常務理事、常勤理事、本部部長を委員とし、コンプライアンス・リスク統括部担当理事を委員長とする。また、常勤監事は出席して意見を述べる事ができる。 ②原則毎月一回開催し、不祥事件の発生等で緊急を要する場合は適宜開催できる。 ③コンプライアンス、顧客保護等管理、不祥事件に関する事項等について審議、報告事項とする。 ④議事内容については、理事会へ報告する。 <p>令和7年度コンプライアンス・プログラムに基づき、令和7年5月13日より毎週火曜日に各部店で「規程要領の読み合わせ」を実施することについて令和7年5月1日に事務連絡を发出し、計画的に実施しております。 対象規程等については、旧コンプライアンス管理委員会で協議を行い、不祥事件の再発防止に関連するものを選定し、スケジュール化したものを事務連絡で发出しました。 コンプライアンス・リスク統括部は毎月、各部店から読み合わせでの意見を取りまとめた進捗管理表の提出を受け、運用状況を確認しております。 外部講師による研修については、初回研修の講師を外部有識者にお願いする方向で検討しております。 また、コンプライアンス・リスク統括部が不祥事件の勉強会を、各営業店及び本部において、職員との対話形式で令和7年10</p>

業務改善計画書 及び 改善実施報告書

業務改善計画書	今回期間（令和7年4月7日から令和7年6月末日迄）の状況 ※今後予定する取り組みも含む
<p>また、全職員に対し不祥事件の勉強会（なぜ不祥事件が発生したか、なぜ牽制機能が働かなかった等）を開催いたします。</p> <p>(5) コンプライアンス管理委員会は、再発防止策の進捗状況について各所管部の状況を取り纏め、理事会にて報告しております。（令和6年9月より実施）</p> <p>(6) 令和2年度より毎年、理事長と全職員の1on1ミーティングを実施し、風通しの良い職場環境の醸成に取り組んでおりますが、今後も引き続き、職員からの意見を吸い上げ積極的に企業風土の改善に結びつけてまいります。</p> <p>また、令和6年4月より毎月、所属長と職員の個人面談を実施し、職員の小さな気付きを把握し、職場環境の改善に結びつけております。</p> <p>(7) コンプライアンスに則った職場規範を確立するために、事務リスク管理要領の見直しを行い、現場で発生した事務規程・要領等に反する問題事象全てを「事務ミス等」として捉え、本部に報告する体制を構築し、コンプライアンス意識の醸成を図ってまいります。</p> <p>(8) 不適正な行動の正当化につながらない様、懲戒運用基準の見直しを行い、処分の厳格化を図ってまいります。</p> <p>(9) 現在、総合企画部人事課を窓口として内部通報制度を設けているものの、コンプライアンス違反等を通報する事案がないことから、内部通報規程の見直し（通報窓口の変更）を行い、コンプライアンス部門に精通した外部有識者に直接通報できるホットラインを設置し、秘密保持や通報者保護を徹底いたします。通報事実が確認された場合は、適切な是正・指導を実施してまいります。</p> <p>(10) これまで不明確だった人事評価制度を改め、法令等を含めた職務規律の遵守状況も重視し、人事考課基準・営業店評価基準に反映した、新たな人事評価制度を導入してまいります。</p> <p>また、長期間人事が固定することにより、監視監督が及びにくくなり不正行為の温床となりがちなことから、新たに人事ローテーション要領（仮称）を制定し、パート職員を含めた定期的な人事ローテーションを実行することで、不正行為の未然防止を強化してまいります。</p>	<p>月から12月にかけて開催していく予定としております。</p> <p>再発防止策の進捗状況につきましては、これまで規程等の制定・改廃など体制面の整備状況を理事会に報告しております。令和7年5月からは、所管部が再発防止策の定着状況を加味した評価（十分、一部不十分、不十分）を行い、コンプライアンス管理委員会で内容を確認したうえで、理事会に報告しております。</p> <p>今年度の理事長と全職員1on1ミーティングは12月から予定しており、職員から出された要望事項等について、改善に取り組んでまいります。</p> <p>所属長と職員の面談は毎月実施しており、報告された面談結果についてコンプライアンス・リスク統括部で気付事項を中心に、関連部と情報共有し、改善に取り組んでおります。</p> <p>重大な規程違反や顧客への影響（不利益・被害等）が大きな事案等を事務事故、また、起算日取引や為替取消・訂正などの取引オペレーションに関するもの及び自振コードの設定ミス等を事務ミスとし、これらを併せて事務事故等としてリスク管理委員会へ報告することにより、事務事故等が経営陣に適切に報告される体制となるよう令和7年9月末までに事務リスク管理要領の見直しを行う予定としております。</p> <p>懲戒運用基準の見直しにより、懲戒制度の明確化、処分の厳格化による不祥事件の抑止強化、組織態勢の公平性や信頼性の確保を目的とします。処分基準が明確になることで、違反行為の抑止効果・不祥事件の予防的効果が強化されます。処分判断の透明性・説明責任を強化することにより、不公平な処分が行われるという不信感を払しょくし、風通しの良い組織文化の醸成につながってまいります。令和7年9月末までに懲戒運用基準の見直しを行う予定としております。</p> <p>令和7年4月17日のコンプライアンス管理委員会において、外部有識者を新たな内部通報窓口（ホットライン）とすることを協議しました。今後、外部有識者と協議を進め、令和7年9月末までに態勢を整備する予定としております。</p> <p>新たな人事評価制度の導入については、営業店職員の一定期間の業務成績、業務遂行能力及び勤務態度について公正に評価し、これに基づいて昇給、賞与、配置及び昇格の適正を図ることによって、人事管理の公正で合理的・民主的な運営を促進し、もって職員の勤労意欲を促進させるとともに、経営能率の向上を期すことを目的としています。</p> <p>人事評価制度について業績・成果評価、プロセス評価、態度・行動評価を含む「営業店職員人事評価制度要領」を令和7年5月20日に制定しました。令和7年5月21日には部店長などの考課者に対して研修会を実施しました。第1回目の営業店職員の評価は令和7年10月に実施する予定です。</p> <p>また、長期間の固定した人事を防止する為、新たな人事ローテーション要領の制定を検討しており、令和7年9月に制定を予</p>

業務改善計画書 及び 改善実施報告書

業務改善計画書	今回期間（令和7年4月7日から令和7年6月末日迄）の状況 ※今後予定する取り組みも含む
<p data-bbox="127 384 1107 422">④内部管理態勢の確立（厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立）</p> <p data-bbox="127 478 1107 554">今回の業務改善命令の内容を踏まえ、内部管理態勢の確立のため、以下の施策等を実施してまいります。</p> <p data-bbox="127 611 685 648">1. 自主検査の分析・相互牽制態勢の確立</p> <p data-bbox="127 705 834 743">(1) リスク管理委員会との自主検査結果の情報共有 自主検査結果は毎月常勤理事及び各部への稟議報告の他、四半期毎に常務会にて報告していましたが、今後自主検査実施要領の一部を改定し、リスク管理委員会にて自主検査の実効性について検証する他、リスク管理委員長が各所管部へ事務指導の指示を行い、問題があれば規程等の見直しを行うこととします。</p> <p data-bbox="127 1010 899 1047">(2) 第二線（事務部を中心）による臨店事務指導の強化 事務部は、臨店による事務指導を行っていなかったことから、職員に不備事項の要因や背景についてのヒアリングや事務検証を臨店して行い（年2回以上）、自主検査の有効性を検証しております。（令和6年12月より実施）</p> <p data-bbox="127 1276 596 1314">(3) 部店長を含めた役席者の研修 規程等に反した処理等を見逃さず発見できる能力を向上させることを目的に、事務部が講師となり部店長並びに役席者を対象とした研修を実施し、厳正な事務処理と相互牽制が機能する態勢を確立いたします。</p> <p data-bbox="127 1549 477 1587">2. 自主検査の充実・強化</p> <p data-bbox="127 1644 596 1682">(1) 自主検査マニュアルの見直し 事務部は、不祥事件や事務事故防止の観点から、自主検査マニュアルの検査項目について外部専門家の指導により見直しを実施してまいります。</p> <p data-bbox="127 1864 715 1902">(2) 監査部による自主検査の有効性の確認 監査部は、臨店による内部監査実施時に、自主検査が正確に行われ</p>	<p data-bbox="1154 243 2831 319">定しております。人事異動のサイクルの明文化により、不祥事件の隠蔽を抑制するなど、不祥事件につながる「機会」の抑制を強化してまいります。</p> <p data-bbox="1154 743 2831 819">令和7年7月からリスク管理委員会へ自主検査結果について報告し、リスク管理委員会において自主検査が適切に行われているかを検証し、改善が必要な場合には各所管部へ事務指導、規程等の見直しを行う体制としております。</p> <p data-bbox="1154 1056 2831 1215">事務リスク管理要領に基づき、令和7年5月から6月にかけて全店臨店事務検証を実施し、各店において自主検査が適切になされているかを検証しました。臨店事務検証の結果について、令和7年6月19日の常務会へ報告し、各店の事務の状況について確認しました。また、令和7年6月25日に、事務ミス等の事例、臨店事務検証の結果、自主検査の検証等について、全店の検印席・営業係を対象にWEBで研修を行いました。</p> <p data-bbox="1154 1327 2831 1444">全店の検印席・営業係を対象に、令和7年6月25日に、WEBで研修を行いました。今後も半期ごとに継続して研修を実施してまいります。部店長については、令和7年8月に研修を行う予定としており、半期ごとに継続して研修を実施してまいります。</p> <p data-bbox="1154 1682 2831 1757">外部専門家の指導のもと、不祥事件や事務事故防止の観点から、検査項目・検査手法等の見直しを含む自主検査マニュアルの改定を令和7年9月末までに行う予定としております。</p> <p data-bbox="1154 1906 2665 1944">当該期間においては、令和7年度内部監査実施計画に基づき、令和7年6月18日より臨店監査を開始しました。</p>

業務改善計画書 及び 改善実施報告書

業務改善計画書	今回期間（令和7年4月7日から令和7年6月末日迄）の状況 ※今後予定する取り組みも含む
<p>ているかの有効性について検証を行う態勢といたします。</p>	<p>監査部は、昨年度の自主検査の結果を各店ごとにとりまとめ、臨店監査に際しての指摘事項と自主検査における不備事項を精査しております。具体的には、一覧表を作成することにより、各店の不備傾向の把握を行うことにより、臨店監査時の重点監査ポイントとして有効活用しております。</p> <p>また、臨店監査時には、自主検査結果について、本部への報告内容との相違がないかを確認することにより、自主検査の有効性検証を行っております。併せて、自主検査結果と同様の不備が発生した場合には、評価の減点対象とし、営業店における再発防止の意識付けをしております。</p>
<p>⑤内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保</p> <p>今回の業務改善命令の内容を踏まえ、内部監査について監査方法を含めた監査機能の充実・強化を図るため、以下の施策等を実施してまいります。</p> <p>1. 内部監査の機能充実</p> <p>監査部は、臨店監査の他に監査項目を限定した特定監査を抜き打ちで実施する等、監査態勢の充実・強化を図ってまいります。</p> <p>(1) 内部監査手法及び内部監査項目の見直し</p> <p>監査部は、内部監査が内部管理態勢の適切性・有効性を検証するプロセスとして機能していなかったことから、以下の①～④について不祥事件関連重点項目と位置付けて、監査項目の見直しを図ってまいります。</p> <p>①外部専門家を交えた監査項目の見直し</p> <p>令和6年8月以降、金融機関の内部監査部門に精通した外部専門家を交え、臨店監査における再発防止策に重点を置いた監査項目の見直しを検討しており、内部監査マニュアルを改定し監査機能を強化してまいります。</p> <p>②事後監査の実施</p> <p>通常の臨店監査に加え、内部監査での指摘事項が改善されているかの確認を行う目的で、事後監査を抜き打ちで行い、内部監査の実効性を確保してまいります。</p> <p>③特定監査の実施</p> <p>通常の臨店監査に加え、経営陣が必要と判断する特定のテーマ・事象に特化した監査項目を限定する特定監査を抜き打ちで実施すること</p>	<p>外部専門家との協議を重ね、監査項目の見直しを行い、令和6年度 125 項目から令和7年度 316 項目へと細分化を図りました。監査項目の細分化により、監査の実効性を確保しております。また、リスク低減の観点から、不祥事発生リスクがより高い個別項目の配点を高くしました。</p> <p>内部監査マニュアルは、監査部決裁文書により役員の承認を得て、令和7年5月30日に改定しました。当該期間においては、改定した内部監査マニュアルに基づき、臨店監査を実施しております。</p> <p>事後監査については、臨店監査の結果を踏まえて、改善状況の確認を行っていく予定としており、事後監査実施状況については逐次理事会に報告してまいります。</p> <p>今後、本部及び営業店の事務取扱状況を踏まえて、特定のテーマ・事象に特化した監査項目を選定して監査計画に盛り込み、抜き打ちで監査を実施する方針で検討しております。特定監査を実施した場合には、逐次理事会に報告してまいります。</p>

業務改善計画書 及び 改善実施報告書

業務改善計画書	今回期間（令和7年4月7日から令和7年6月末日迄）の状況 ※今後予定する取り組みも含む
<p>により、第一線に対する牽制を強化してまいります。</p> <p>④本部監査の充実 本部監査において、営業店監査結果の不備事項や指摘事項への指導状況を、内部監査マニュアルの監査項目に追加いたします。</p> <p>2. 監査結果等の報告態勢の徹底 内部監査結果については、理事会への報告頻度を高めると共に、不祥事件発生の疑念やその恐れがある場合、役員への報告を速やかに行う態勢としてまいります。</p> <p>(1) 報告態勢の整備 監査結果について、監査終了後、当該店舗の内容を常務会で逐次報告しております。なお、現行の内部監査規程においては「必要に応じて理事会へ報告する」となっているものを改定し、四半期に1回報告する態勢といたします。</p> <p>(2) 常勤監事との連携の強化 臨店監査の最終日に監査結果を踏まえ、常勤監事立ち合いのもと、不備事項、問題点の講評を行い、その後、事後監査時までの改善指示をするなど、問題意識の共有を含め、監査部と常勤監事との連携を更に強化してまいります。（令和6年8月より実施）</p> <p>3. 監査部職員の知識養成の習得 監査担当者の教育研修については、全国信用組合中央協会主催の内部監査講座等の外部の勉強会に出席し自己研鑽に努め、監査能力の向上を図り実効性を高めます。</p>	<p>本部監査については、外部専門家との協議の下、令和7年度下期に内部監査マニュアルを改定し、営業店への指導状況の充実を図る予定としております。</p> <p>令和7年4月26日開催の理事会において、令和6年度内部監査実施報告及び令和7年度内部監査実施計画について上程しております。 令和7年6月の組織変更により監査部が理事会直轄の部署となったことを踏まえ、今後、監査部の内部監査実施状況について、月次で理事会に報告する態勢としました。</p> <p>臨店監査最終日の講評時に、監査部は常勤監事立ち合いのもと臨店監査結果を発表、不備事項・問題点については、監事と情報を共有し、改善に向け適切に連携しております。 なお、内部監査規程等に監事との一層の連携について規定を追加するとともに、今後とも当該連携を継続して参ります。</p> <p>令和7年6月16日に、監査部職員2名が外部専門家による「内部監査講座」（基礎編）研修を受講しました。 7月以降も受講を計画しており、年内継続して受講予定です。</p>
<p>⑥不祥事件及び不祥事件が疑われる事案発覚後の対応の抜本的な見直し（経営トップの独断による隠蔽を防止する態勢の構築を含む）</p> <p>1. 不祥事件及び不祥事件が疑われる事案発覚後の対応の抜本的な見直し 今回の不祥事件隠蔽の根底にある当組合の問題点は、本来独立性が確保され、あくまでも第三線としての監査部門であるべき監査部が、不祥事件の一連の業務を対応していたことにあったものと認識しております。 今後は、コンプライアンスに関して専門性を有する新たな理事を外部から招聘し、③(3)に記載した通り、新設予定のコンプライアンス統括部</p>	<p>令和7年6月20日に新たにコンプライアンス・リスク統括部を新設し、コンプライアンスの有識者を外部より招聘、理事部長として就任しました。 不祥事件（不祥事件が疑われる事案を含む）の所管部署をコンプライアンス・リスク統括部とし、監査部は不祥事件の調査に特化させ、牽制・抑止する体制とするよう、不祥事件対応事務取扱要領を令和7年9月末までに見直す予定としております。</p>

業務改善計画書 及び 改善実施報告書

業務改善計画書	今回期間（令和7年4月7日から令和7年6月末日迄）の状況 ※今後予定する取り組みも含む										
<p>（仮称）を一連の不祥事件の窓口とすることにより客観性・透明性を確保し、経営トップの独断による隠蔽を防止する態勢を構築してまいります。</p> <p>さらに、監査部を本来の業務である監査部門に特化させ、牽制・抑止する体制に整備いたします。</p> <p>2. 余件調査について 現在発覚している事案については、調査を継続しております。</p> <p>3. 類似案件の調査について 現在までに不祥事件の類型に基づいた調査を実施いたしました。今後、コンプライアンス部門に精通した外部有識者を窓口とした職員アンケートを実施し、類似案件の調査を進めてまいります。</p> <p>4. 関係者への処分について 事故者及び当時の関係者への処分は、専門家の意見も踏まえ、在籍時同様の取扱いとして、出来る範囲の責任追及を行ってまいります。</p>	<p>10件の事案について調査を継続しております。 全件調査が完了した段階で、新たな不祥事件及び不祥事件が疑われる事案が判明した場合には、適切に対応してまいります。</p> <p>外部有識者による当組合を介さない形での職員アンケートを、令和7年8月末を目途に実施する予定としております。</p> <p>令和7年6月16日から19日にかけて懲戒委員会を開催し、関係者へ処分を実施しました。処分の概要は以下の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="1196 1060 1941 1247"> <thead> <tr> <th>退職の有無</th> <th>事故者への対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続勤務者</td> <td>降職降格処分、減給処分</td> </tr> <tr> <td>退職済</td> <td>退職金相当額について自主返納 依頼通知予定</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1982 1060 2579 1199"> <thead> <tr> <th>【当時の所属長、役席者】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当時の所属長等への対応（退職者を除く）</td> </tr> <tr> <td>けん責処分</td> </tr> <tr> <td>降職降格処分</td> </tr> </tbody> </table>	退職の有無	事故者への対応	継続勤務者	降職降格処分、減給処分	退職済	退職金相当額について自主返納 依頼通知予定	【当時の所属長、役席者】	当時の所属長等への対応（退職者を除く）	けん責処分	降職降格処分
退職の有無	事故者への対応										
継続勤務者	降職降格処分、減給処分										
退職済	退職金相当額について自主返納 依頼通知予定										
【当時の所属長、役席者】											
当時の所属長等への対応（退職者を除く）											
けん責処分											
降職降格処分											

以上